

第1部

次世代育成支援計画について

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての不安や負担が高まっています。また、近年、所得・資産面での両極化といった格差の拡大により、子供の貧困などが社会問題となっています。貧困は子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼしますが、その責任は子供たちにはありません。子供たちの将来が生まれ育った環境などにおいて左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、対策が必要となっています。さらに、全国的な児童虐待に関する相談対応件数も毎年増加しており、その背景には、子育ての孤立感・不安感・負担感の増大があると考えられます。また、成人年齢を超えても社会にうまく対応できないなど、生きづらさを抱えた若者が多く見られ、ひきこもりやニートが問題となっています。平成28年に国が実施した「若者の生活に関する調査」によると、満15歳から満39歳までの若者のうち1.57%がひきこもりの状態にあるとの推計結果が示されています。

国では、すべての子供に良質な環境を保障し、子供・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする、「子ども・子育て関連3法」を制定し、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」や「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されており、地方自治体においても、地域の状況に応じた計画の策定、施策の実施が求められています。

区市町村は、子ども・子育て支援新制度を円滑に実施するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があります。これに基づき、区は平成27年3月に「台東区子ども・子育て支援事業計画」を包含した「台東区次世代育成支援計画」を策定し、次世代育成支援のための施策・事業に取り組んできました。中でも、待機児童の問題に対しては、区有地を活用した認可保育所の整備や、小規模保育所の開設、定期利用保育の実施など、様々な保育サービスの拡充に努めてきましたが、現在のところ待機児童の解消には至っていません。

区は、すべての子供を健全に育成し、社会生活を送るうえで困難を有することがない自立した若者になるよう支援するとともに、地域社会全体で子供を育み、若者を支えるまちを目指していきます。そのためには、妊婦の健康確保や安心して出産できる環境づくり、乳幼児の健全な発達・育成の支援、保護者が安心して子供を預けるための保育の質の更なる向上、すべての家庭が生活困窮やひきこもりなどの困難な状況に置かれることなく、自立した生活を送ることができる環境の整備、地域全体で子供の育ちを支えていく環境の整備などが必要です。

国が平成6年に批准し、発効した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、権利を持った主体として子供を捉えています。区は、この「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を踏まえ、子供の幸せを第一に考慮し、「台東区次世代育成支援計画」を引継ぎ、新たに子供の貧困対策に係る施策及び若者に係る施策を包含した、子供・若者にかかる新たな「台東区次世代育成支援計画（第二期）」を策定します。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、世界中の子供が健やかに成長できるようにとの願いをこめて、1989(平成元)年に国連総会において採択されました。日本は1994(平成6)年に批准しています。

この条約は前文と本文54条からなり、子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・保護するために必要となる具体的な事項を規定しています。2019(平成31)年2月現在、196の国と地域が条約を締結しています。

条約に定められている権利は、大きく分けて次の4つ

●生きる権利

すべての子どもの命が守られること。

●育つ権利

医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。

●守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること。

●参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

子どもが持っている権利(「児童の権利に関する条約」一部要約)

第6条 すべての子どもは、生きる権利、育つ権利をもつ。

第12条 自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を表す権利をもつ。

第19条 親(保護者)による虐待・放任・搾取などから守られる。

第27条 心身のすこやかな成長に必要な生活を送ることができる。

第28条 教育が受けられる。

第31条 休んだり、年齢にふさわしい遊びができる。

第34条 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的虐待を受けたりすることのないように守らなければならない。



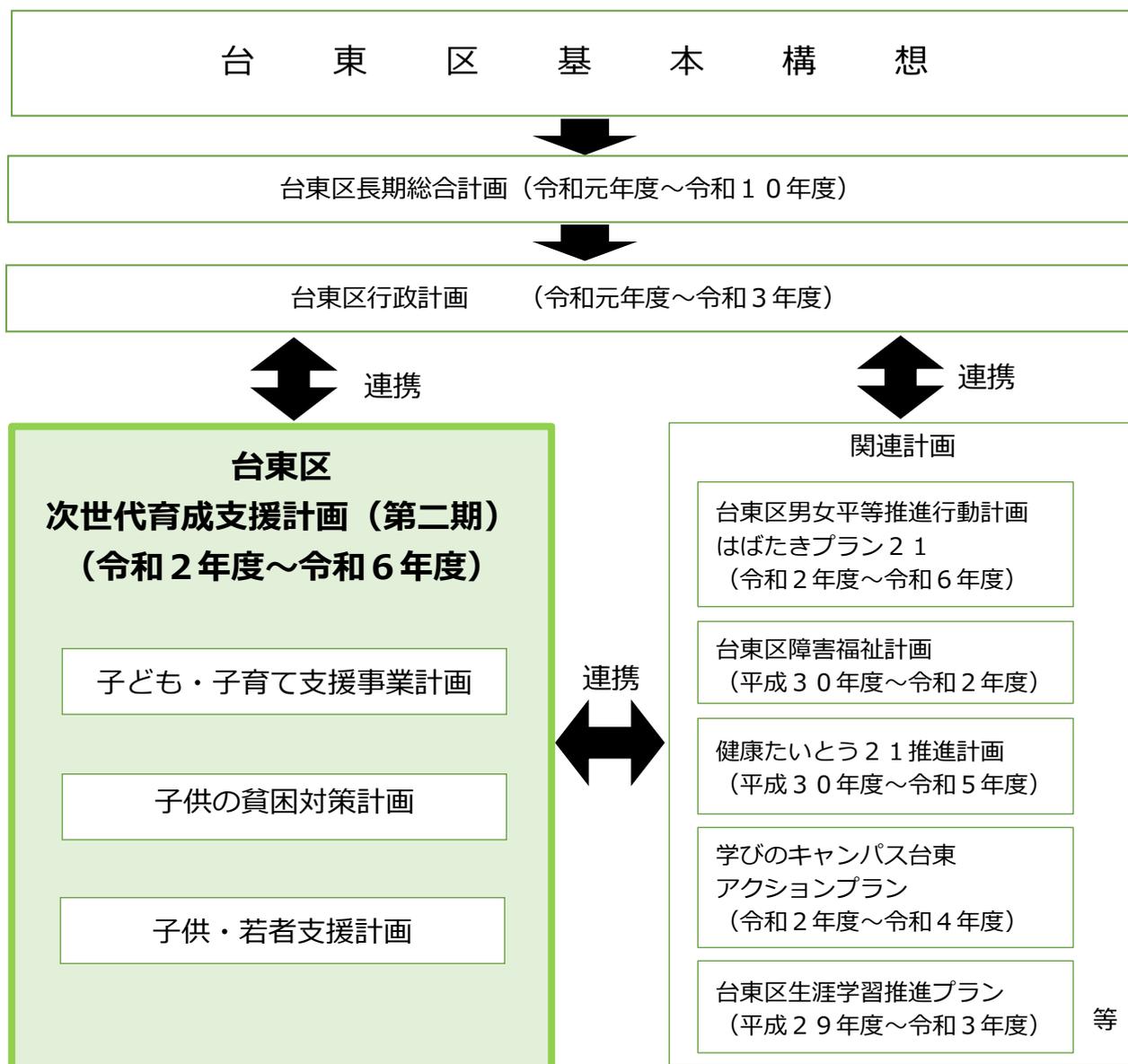
2 計画の性格・位置づけ及び期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、すべての子供（概ね18歳未満）と子育て家庭、地域、企業、行政等を対象として今後の区の次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

また、前計画に続き、子ども・子育て支援法第61条に基づく、区の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関して定める計画を包含し、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子供の貧困対策及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子供・若者育成支援についても包含した計画として策定します。

さらに、台東区基本構想や台東区長期総合計画等のもと、関連計画（台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21・台東区障害福祉計画・健康たいとう21推進計画・学びのキャンパス台東 アクションプラン・台東区生涯学習推進プラン等）との連携を図り、推進していくものです。

計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間です。



3 「子供の貧困対策計画」及び「子供・若者支援計画」と本計画との関係

平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。また、令和元年6月には法が改正され、市区町村についても、「子供の貧困対策計画」の策定が努力義務となりました。さらに、令和元年11月には大綱が見直され、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。新たな大綱では、現在から将来にわたって、すべての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すこと等を目的としています。そして、子供の貧困率や生活保護世帯に属する子供の進学率、ひとり親家庭の親の就業率等の指標を定めるとともに、指標の改善に向けた重点施策として、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」「経済的支援」等の具体的な取組みを明示しています。本計画は、新たな大綱を勘案し、「子供の貧困対策計画」を包含した計画として定めます。

また、「子ども・若者育成支援推進法」が平成21年7月に制定され、基本的な方針として、平成22年7月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28年2月には、「子ども・若者ビジョン」の見直しを図り、施策の充実を促すため、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。区市町村については「子供・若者支援計画」の策定が努力義務とされています。本計画では、大綱を勘案し、「子供・若者期に、継続性を持って必要な支援をしていくことが将来の若者の自立につながる」という考えの下、若者に対する視点を新たに加え、「子供・若者支援計画」を包含した計画として定めます。

新たに加えた視点及び目標をもとに、子供・若者の成長と自立に向けた取組みを推進していきます。

4 SDGsの理念と本計画との関係

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、わが国など先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置付けられました。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するために、「貧困をなくそう」や「すべての人に健康と福祉を」のほか、「質の高い教育をみんなに」など17の目標と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、その達成に向けて「あらゆる人々の活躍の推進」、「平和と安全・安心社会の実現」等の特に注力すべき8つの優先課題を定め、具体的な施策として「次世代の教育振興」や「子供の貧困対策」が示されています。

本区においても、本計画にこれらに関連する取組みを定め、計画の着実な推進を図ることで、SDGsの達成につなげていきます。

第2章 台東区の子供・若者・子育て家庭 を取り巻く環境

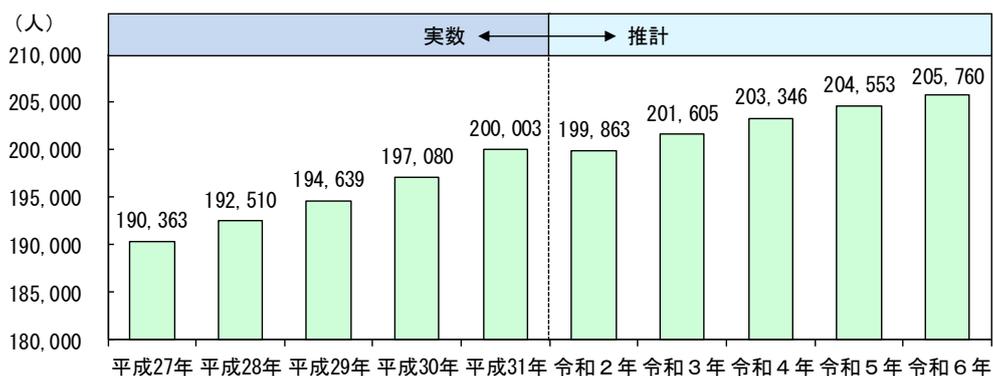
1 人口等の推移

(1) 総人口・児童人口の推移

平成31年4月1日現在の台東区の人口は200,003人となり、ここ数年は増加が続いています。今後しばらくは、この傾向が続くと予測されます。

児童人口としては、6～11歳の子供の数が特に増加しています。また、15歳未満の人口が、総人口に占める比率は、近年は横ばいの傾向にあります。

【総人口の推移】

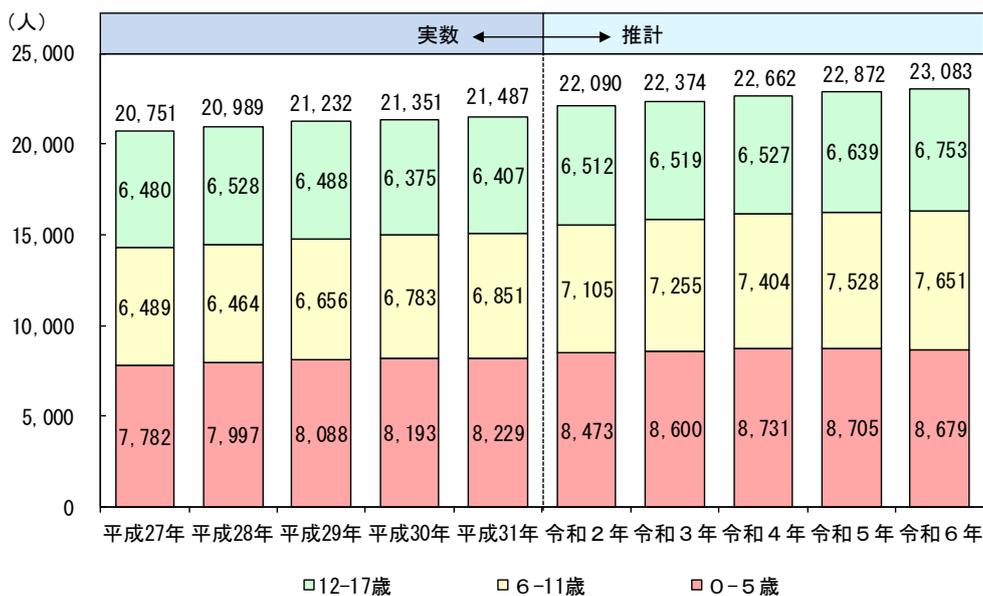


※令和2年から令和6年までは推計値(平成29年度推計)

【資料】台東区住民基本台帳(各年4月1日)

台東区「台東区の将来人口推計」(各年4月1日)

【児童人口の推移】

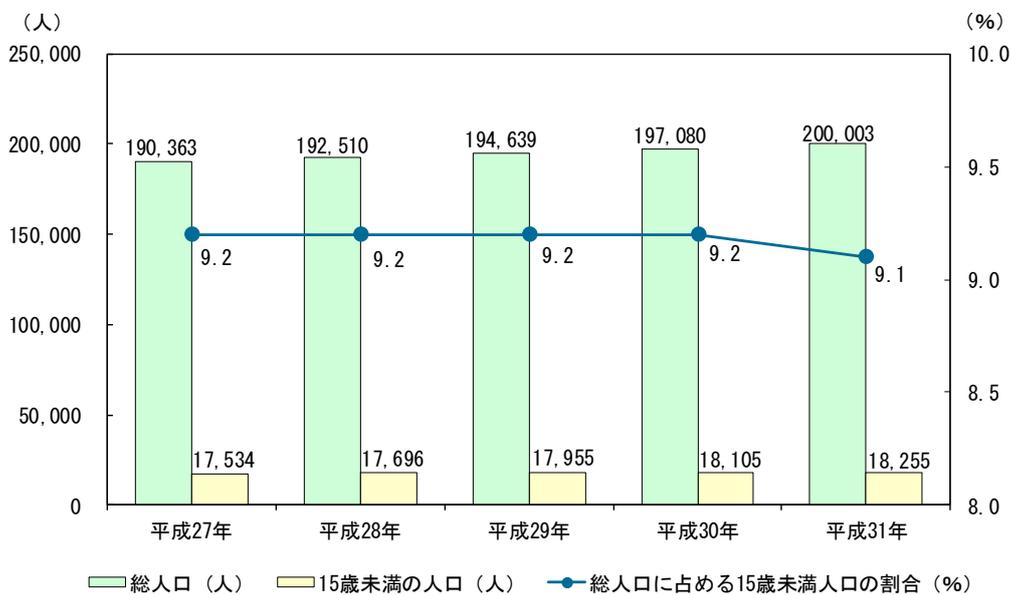


※令和2年から令和6年までは推計値（平成29年度推計）

【資料】台東区住民基本台帳（各年4月1日）

台東区「台東区の将来人口推計」（各年4月1日）

【総人口に占める15歳未満人口の割合】



【資料】台東区住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 合計特殊出生率及び出生数の推移

平成30年の区の合計特殊出生率は1.23、都の合計特殊出生率は1.20となり、都の出生率を上回る結果となっています。なお、全国平均値（平成30年 1.42）を依然下回っています。

【合計特殊出生率及び出生数の推移】



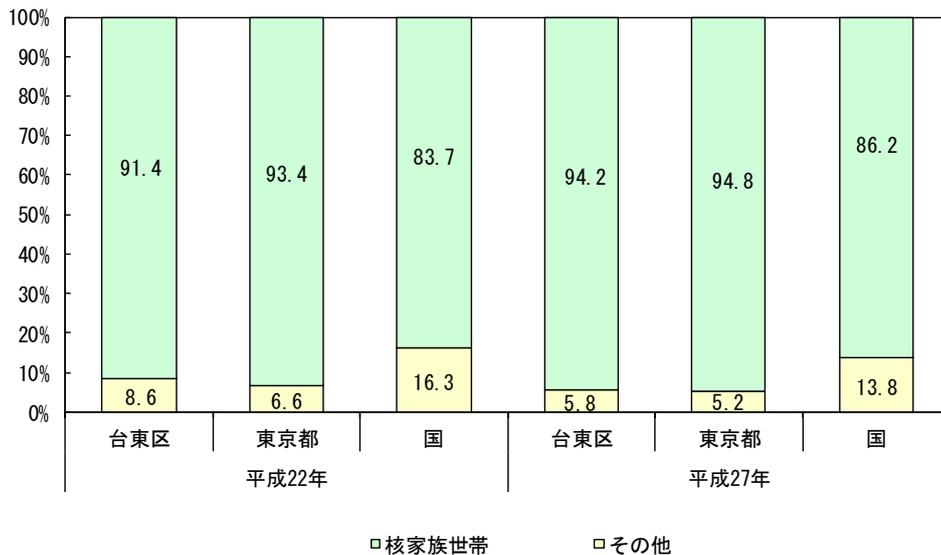
【資料】東京都「人口動態統計」

2 子育て家庭の状況

(1) 世帯の状況

区における6歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、平成27年の台東区の核家族世帯の割合は、94.2%となっており、核家族化が進行しています。全国の割合(86.2%)より高い状況です。

【6歳未満の親族のいる世帯の家族類型】

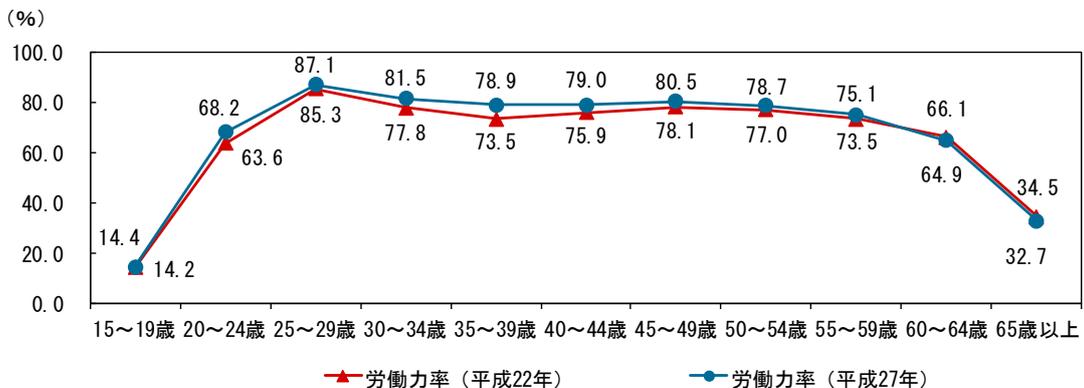


【資料】「国勢調査」

(2) 女性の年齢階層別労働力率

区の女性の年齢階層別労働力率は、全体的に上昇傾向にあります。

【台東区女性の年齢階層別労働力率の推移】



※国勢調査上の「労働力状態不詳」の数値を総数から除いて算出(前回計画策定時は、「不詳」を含めて算出)

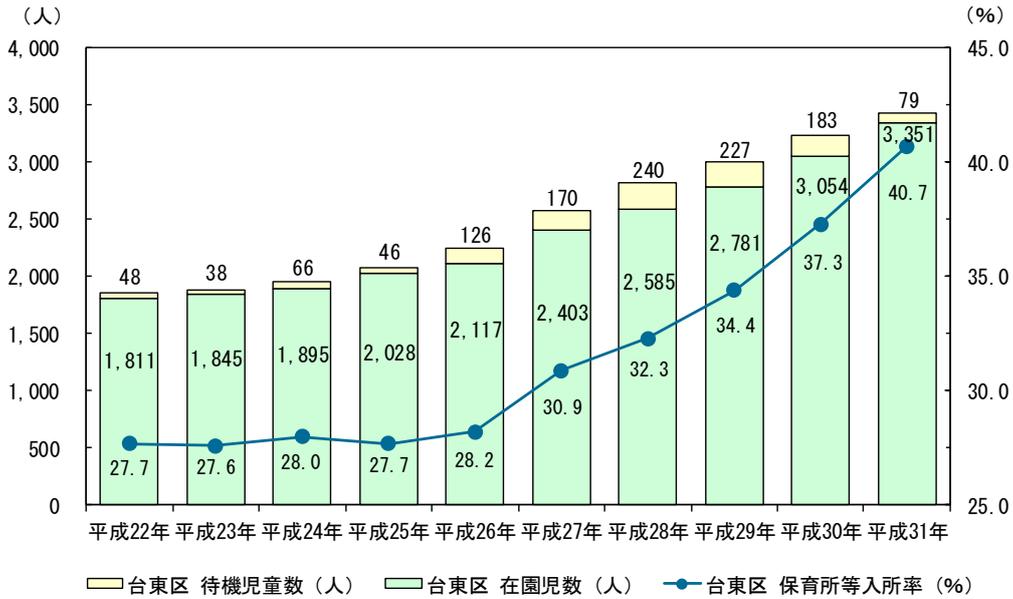
【資料】「国勢調査」

(3) 保育所等入所者数

保育所等入所率（保育所等入所者÷0～5歳人口）は、平成31年4月1日現在40.7%となっており、本計画に基づき保育所等の整備を進めた平成27年から大きく上昇しています。

保育所等の整備を進め、入所者数が伸びているにもかかわらず、待機児童が増加していましたが、平成28年を境に徐々に減少に転じています。

【保育所等入所者数の推移（台東区）】



【資料】台東区「行政資料集」

(4) 区立幼稚園児数等の推移

年度	3～5歳 人口 (A)	園数	定員数 (B)	園児数 (C)	入園可能率 (B/A)	入園率 (C/A)
平成26年度	3,270人	11園	1,035人	760人	31.7%	23.2%
平成27年度	3,356人	10園	930人	681人	27.7%	20.3%
平成28年度	3,487人	10園	930人	713人	26.7%	20.4%
平成29年度	3,488人	10園	900人	653人	25.8%	18.7%
平成30年度	3,595人	10園	930人	621人	25.9%	17.3%
令和元年度	3,647人	10園	900人	564人	24.7%	15.5%

【資料】台東区「行政資料集」(各年度5月1日現在)

(5) 私立幼稚園児数等の推移

年度	3～5歳 人口 (A)	区内私立幼稚 園児数 (B)	区外私立幼稚 園児数 (C)	合計 (D=B+C)	入園率 (D/A)
平成26年度	3,270人	851人	125人	976人	29.8%
平成27年度	3,356人	866人	137人	1,003人	29.9%
平成28年度	3,487人	880人	133人	1,013人	29.1%
平成29年度	3,488人	850人	140人	990人	28.4%
平成30年度	3,595人	853人	134人	987人	27.5%
令和元年度	3,647人	811人	147人	957人	26.2%

【資料】庶務課 (各年度5月1日現在)

(6) 区立・私立認定こども園児数 (短時間保育) の推移

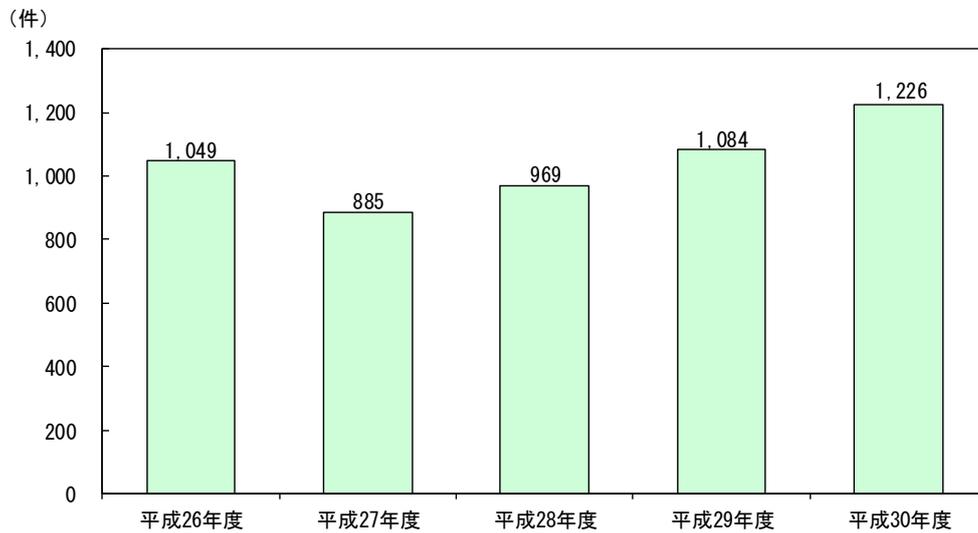
年度	3～5歳 人口 (A)	園数	定員数 (B)	園児数 (C)	入園可能率 (B/A)	入園率 (C/A)
平成26年度	3,270人	3園	220人	199人	6.7%	6.1%
平成27年度	3,356人	3園	220人	213人	6.6%	6.3%
平成28年度	3,487人	4園	229人	225人	6.6%	6.5%
平成29年度	3,488人	4園	229人	224人	6.6%	6.4%
平成30年度	3,595人	5園	247人	229人	6.9%	6.4%
令和元年度	3,647人	5園	247人	241人	6.7%	6.6%

【資料】学務課 (各年度5月1日現在)

(7) 要保護児童の状況

要保護児童に関する相談件数は、平成27年度以降は増加傾向にあります。

【要保護児童に関する新規相談件数】



【資料】子ども家庭支援センター

【要保護児童数】

年度	前年度からの 継続件数	新規登録数	見守り 終了数	年度末 登録数	年間登録数
平成26年度	413人	340人	256人	497人	753人
平成27年度	497人	275人	306人	466人	772人
平成28年度	466人	328人	334人	460人	794人
平成29年度	460人	390人	420人	430人	850人
平成30年度	430人	340人	342人	428人	770人

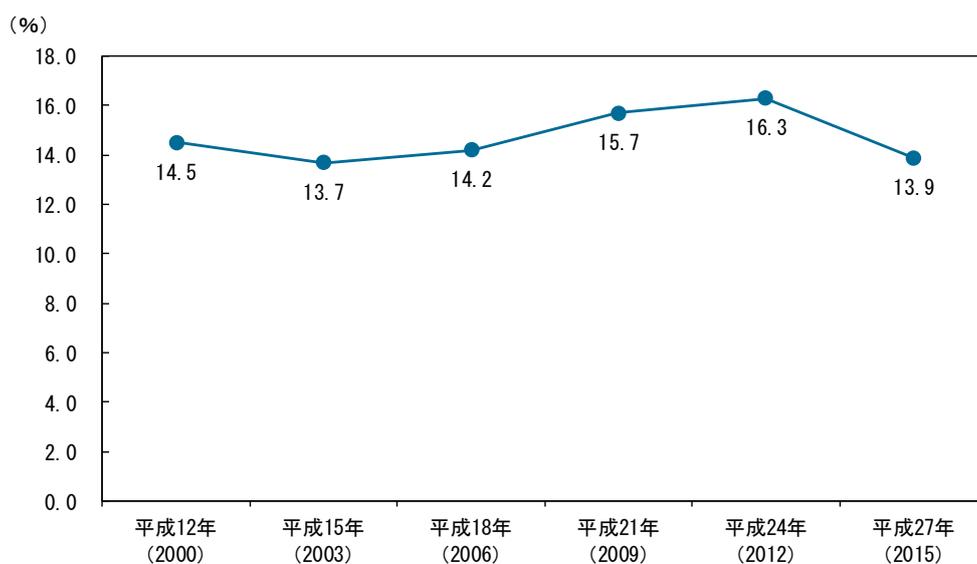
【資料】子ども家庭支援センター（各年度3月31日現在）

3 子供・若者の状況

(1) 子供の貧困率

平成28年国民生活基礎調査によると、全国の「子供の貧困率」は上昇傾向にありましたが、平成27年に減少し、13.9%となっています。

【子供の貧困率】



※貧困率は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得（可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を用いて算出したもの。

※大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいう。

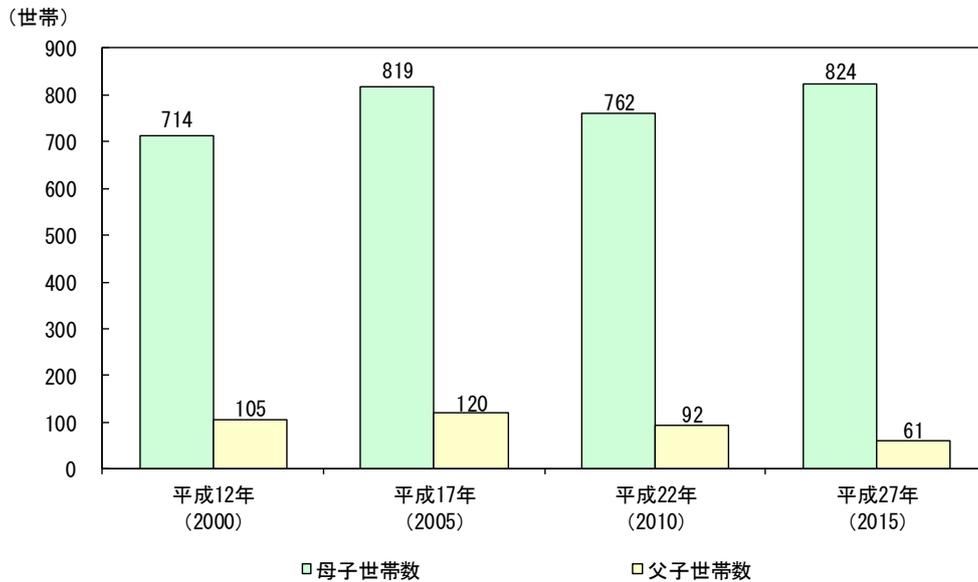
※子供の貧困率：平成27年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいう。

【資料】厚生労働省 平成28年国民生活基礎調査

(2) ひとり親家庭の推移

母子世帯数は増加傾向、父子世帯数は減少傾向にあり、平成27年には母子世帯824世帯、父子世帯61世帯となっています。

【母子世帯数と父子世帯数の推移（台東区）】

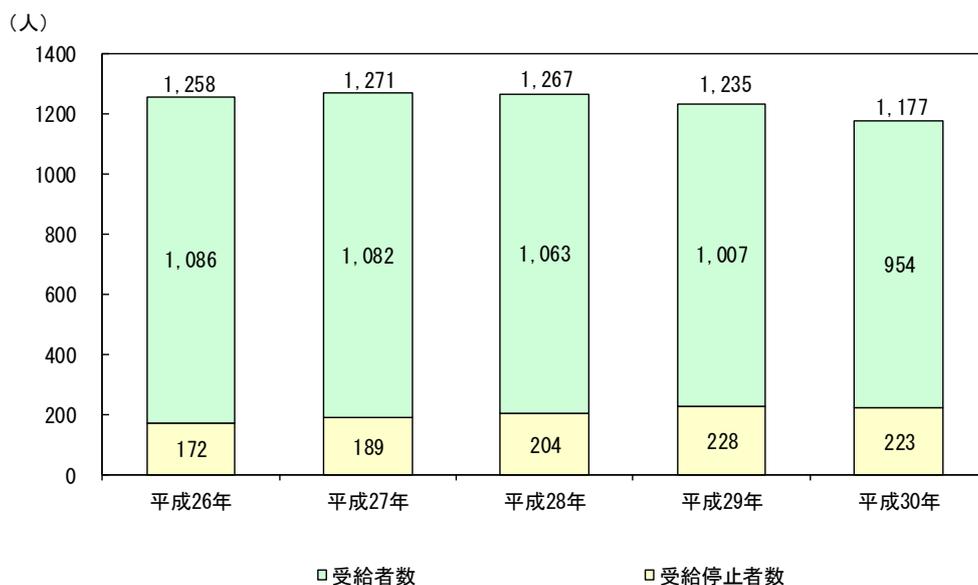


※国勢調査における「母（父）子世帯」の用語の定義

未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯

【資料】「国勢調査」

【児童扶養手当 受給資格者数の推移（台東区）】



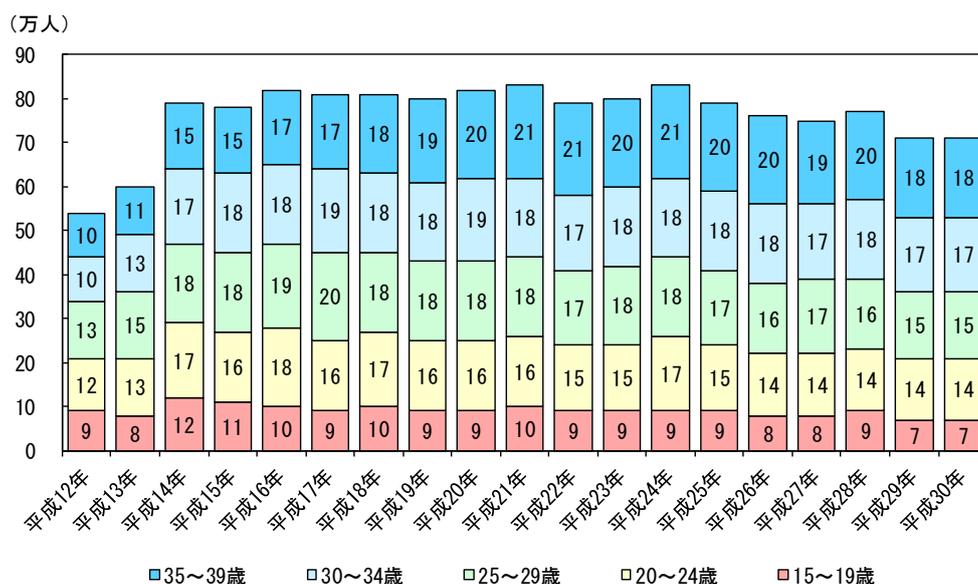
【資料】子育て・若者支援課（各年度3月31日現在）

(3) 若年無業者（ニート）の状況

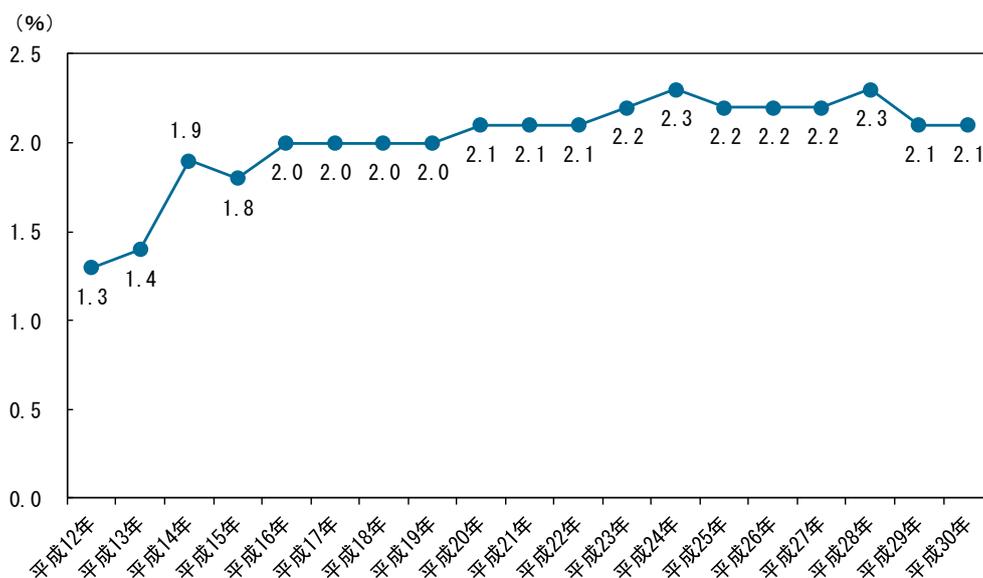
労働力調査によると、全国の若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成14年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しています。35～39歳も含めると、30歳代の無業者は35万人前後となっています。

15歳～39歳の人口における割合は、平成14年以降は緩やかに上昇傾向にありますが、平成29年には0.2ポイント低下して2.1%となっています。

【若年無業者の状況（全国）】



【15～39歳人口に占める若年無業者の割合（全国）】



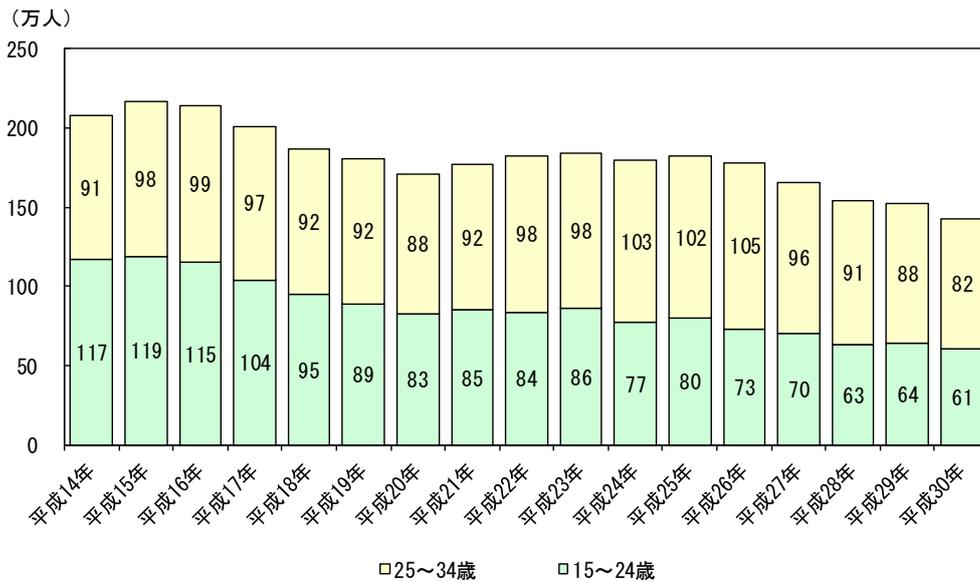
※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

【資料】令和元年版子供・若者白書（総務省 労働力調査）

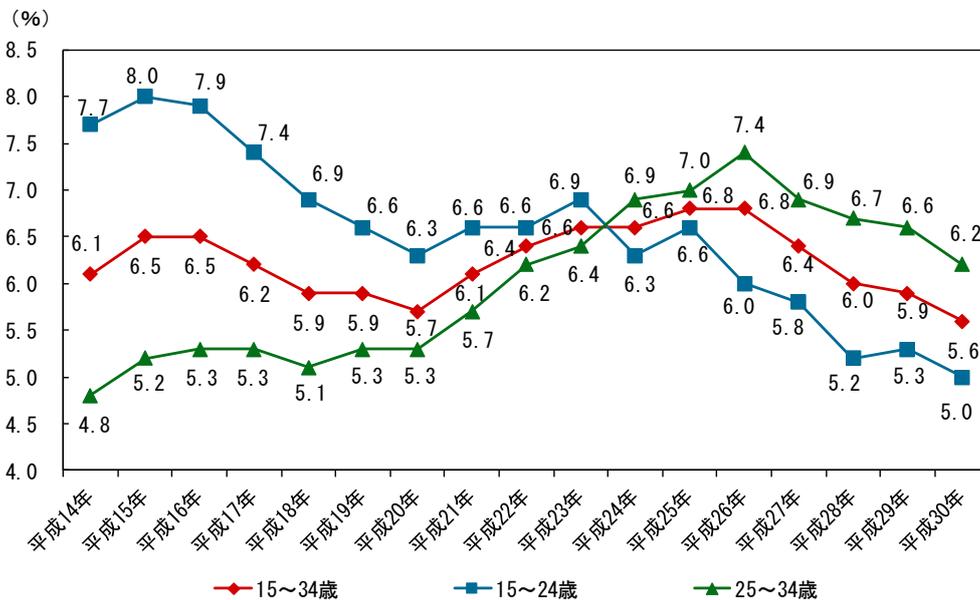
(4) フリーターの状況

労働力調査によると、全国のフリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数は、平成30年は143万人で、15～34歳人口に占める割合は5.6%となっています。年齢階級人口に占める割合は、すべての年齢で平成25年以降、減少傾向にあります。

【フリーターの数の推移（全国）】



【当該年齢階級人口に占めるフリーターの割合（全国）】



【資料】令和元年版子供・若者白書（総務省 労働力調査）

※ここでいう「フリーター」とは、15～34歳の男性または未婚の女性（学生を除く）で、

- ①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- ③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者としている。

(5) ひきこもりの状況

内閣府が平成27年に実施した「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」によると、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり(ひきこもり群)の出現率は1.57%で、54.1万人と推計されています。ひきこもりになったきっかけは、病気のほか、仕事や就職、不登校に関するものが主な理由となっています。

また、平成30年度に実施した「台東区次世代育成支援に関するニーズ調査」によると、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり(ひきこもり群)の出現率は1.54%で、996人と推計されます。ひきこもりになったきっかけは、「外出の必要性を感じない」、「職場に馴染めなかった」が主な理由となっています。

【「ひきこもり群」の定義と推計値(全国)】

生活状況	有効回収数に占める割合	全国の推計数(万人)	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.1	狭義のひきこもり 17.6万人(※)
自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06%	準ひきこもり 36.5万人	
計	1.57%	広義のひきこもり 54.1万人	

※15～39歳の5,000人を対象として3,115人(62.3%)から回答を得た。

※全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」(2015年)における15～39歳人口3,445万人を乗じたもの。

【資料】平成27年「若者の生活に関する調査」

【「ひきこもり群」の定義と推計値(台東区)】

生活状況	有効回収数に占める割合	台東区の推計数(人)	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.39%	252	狭義のひきこもり 504人(※)
自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	0.39%	252	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.76%	準ひきこもり 492人	
計	1.54%	広義のひきこもり 996人	

※18～39歳の1,000人を対象として259人(25.9%)から回答を得た。

※台東区の推計数は、有効回収数に占める割合に、調査時である平成31年4月1日の15～39歳人口64,694人を乗じたもの。

【資料】子育て・若者支援課(平成30年台東区次世代育成支援に関するニーズ調査)